

平成24年6月吉日

加圧トレーニング指導有資格者各位

KAATSU JAPAN 株式会社

平成24年6月1日からの更新単位制度の改定及び単位取得未達成者に対する救済・調整ルールについて

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平成21年6月1日からスタートした更新単位制度ですが、今年5月31日で3年間の単位取得期限を迎える資格者の方も大勢いらっしゃると思っております。一般の通達文書でもお伝え致しましたように、日本加圧トレーニング学会主催の勉強会も本格的に始まり、各地域で順次開催されております。これらの勉強会の開催予定につきましては、学会ホームページにて随時ご案内されておりますので、単位の取得のためのみならず、加圧トレーニングの知識やスキルをより身につけて頂くための勉強の場としてご活用頂けると幸いです。

ただ、ここまで単位取得対象となる講習会を十分な回数開催できなかったために、更新単位の取得が満たせなかった方も大勢いらっしゃることも考慮致しまして、平成24年6月1日より更新単位制度を改定するとともに、現段階までに単位取得未達成者に対する救済・調整ルールについてもお伝え致しますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

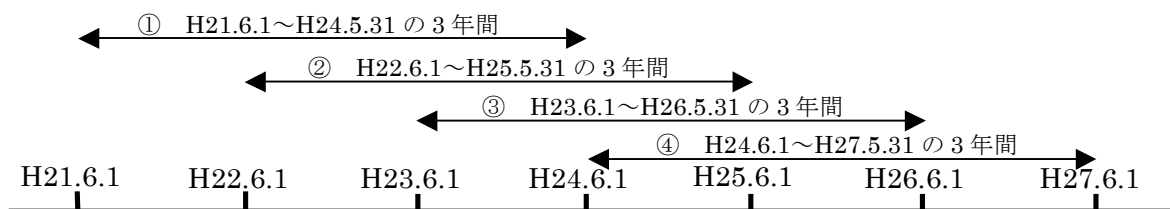
1. 現行までの制度について

既定の起算日から 3年間で実技単位20単位、理論単位20単位 計40単位を取得しなければならない。

起算日は平成21年6月1日とし、同日から3年間とするが、平成21年6月1日以降に資格を取得した方は、資格取得日の翌6月1日から3年間とする。

<起算日と取得期限の具体例>

- ① 平成21年5月31日までに資格を取得した方
- ② 平成21年6月1日から平成22年5月31日までに資格を取得した方
- ③ 平成22年6月1日から平成23年5月31日までに資格を取得した方
- ④ 平成23年6月1日から平成24年5月31日までに資格を取得した方



<取得可能単位数について>

現行までの制度における各講習会等の取得単位数

対象となる講習や講演会	実技単位	理論単位	備考
本部・支部フォローアップ講習	10単位	-	
特定講習	20単位	20単位以上	
2010年大阪勉強会	10単位	10単位	
学会総会 2日間	-	10単位	1日のみ参加の場合、5単位

学会カンファレス・シンポジウム	-	5単位	
<b>3年間での必要単位数</b>	<b>20単位</b>	<b>20単位</b>	

2. 平成24年6月1日からの制度改正について

1) 必要単位数と各講習会の取得単位数の変更について

既定の起算日から3年間で**実技単位10単位、理論単位10単位 計20単位**を取得しなければならない。

※単位取得対象となる各講習会や会合の内容や時間のウェイトのバランスを見直すことで、以下の単位数に改定されるとともに、3年間の必要単位数についても見直しがなされました。

**改定後の制度における各講習会等の取得単位数**

対象となる講習や講演会	実技単位	理論単位	備考
支部フォローアップ講習	2.5単位	-	
特定講習	5単位	5単位	
学会主催勉強会	2.5単位(5単位)	2.5単位(0単位)	注1)単位配分は都度決定
学会総会 2日間	-	10単位	1日のみ参加の場合、5単位
学会カンファレス	-	5単位	
e-ラーニング検定		5単位	注2)新システム
<b>3年間での必要単位数</b>	<b>10単位</b>	<b>10単位</b>	

注1) 学会主催の勉強会は各会の内容に応じて、実技単位と理論単位の配分が変わる場合がありますので、各会のご案内をご確認ください。

注2) パソコンとインターネットに接続できる環境があれば web 上で、ご都合の良い時に自宅でも講習が受けられる e-ラーニングプログラムという画期的な新しいシステムが始まります。  
詳細については KAATSU JAPAN ホームページにて近日中にご案内致します。

2) 起算日の変更とそれに伴う期限日の調整について

従来の起算日は全資格者共通の6月1日にしておりましたが、今後は各資格者の資格更新日と致します。

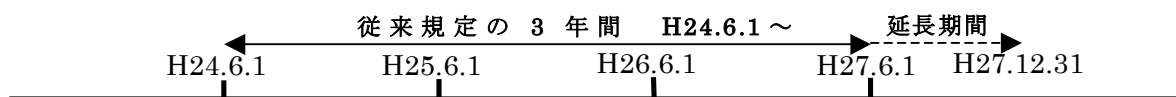
※起算日を資格更新日と同じにすることで、各資格者の皆様にとっても資格更新のタイミングとも同じになりますので、取得単位の把握や管理がしやすくなると思えました。

起算日の変更に伴う期限日の調整は、各資格者の皆様にとって猶予期間が延びるように、従来の制度における各資格者の期限日の年の5月31日から、翌更新日前日まで期限を延長致します。

<調整例>

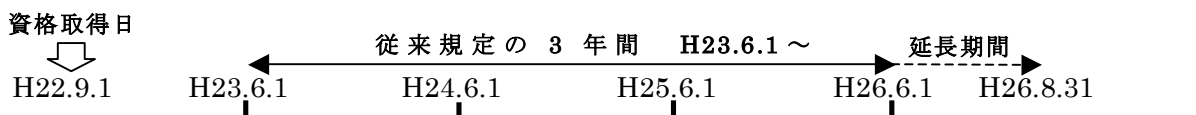
① 平成21年1月1日に資格を取得した方の例 (既に前期の3年間の期限日を迎えた方)

従来の規定に基づく次期の起算日と期限日：平成24年6月1日(起算日)～平成27年5月31日(期限日)  
(調整後の新期限日)→平成27年12月31日



② 平成22年9月1日に資格を取得した方の例

従来の規定に基づく起算日と期限日：平成23年6月1日(起算日)～平成26年5月31日(期限日)  
(調整後の新期限日)→平成26年8月31日



※各資格者の皆様の調整後の新しい期限日については、同封の単位取得状況個票をご確認ください。

※また、法人契約の登録変更による講習を受講して登録インストラクターとなられた既存の資格者の方は、資格講習受講時の認定日ではなく、その法人契約の資格更新日が起算日となりますので、ご注意ください。

### 3. 単位取得未達成者に対する救済・調整ルールについて

冒頭のご案内でも触れさせて頂きましたが、ここまでの単位取得対象となる講習開催状況を考慮した救済策として、かつ今後の制度改定に伴って以下の調整を行います。

個々の資格者の単位取得状況（平成24年5月31日までに申告受理された時点までの集計結果）及び各自がどの調整対象にあてはまるかについては同封の単位取得状況個票をご確認ください。

#### ① 平成21年5月31日までに資格を取得した方（新期限日：平成27年6月1日以降の更新日前日まで）

A評価：前期の3年で実技20単位、理論20単位（計40単位）以上取得された方（単位取得達成者）

→次期3年間の取得必要単位数から実技5単位、理論5単位を免除致します。

B評価：前期の3年で取得総単位数の達成率が50%以上100%未満の方

→次期3年間の取得必要単位数に実技2.5単位、理論2.5単位を追加致します。

C評価：前期の3年で取得総単位数の達成率が50%未満の方

→次期3年間の取得必要単位数に実技5単位、理論5単位を追加致します。

次期の3年間で取得必要となる単位数

区分	実技単位	理論単位	備考
A評価：単位達成者	10-5=5単位	10-5=5単位	実技・理論とも 各5単位免除
B評価：達成率50%以上	10+2.5=12.5単位	10+2.5=12.5単位	実技・理論とも 各2.5単位追加
C評価：達成率50%未満	10+5=15単位	10+5=15単位	実技・理論とも 各5単位追加

#### ② 平成21年6月1日から平成22年5月31日までに資格を取得した方

（新期限日：平成25年6月1日以降の更新日前日まで）

平成22年6月1日から平成23年5月31日までに資格を取得した方

（新期限日：平成26年6月1日以降の更新日前日まで）

で）

A評価：既に実技20単位、理論20単位（計40単位）以上取得されている方（単位取得達成者）

→次期3年間の取得必要単位数から実技5単位、理論5単位を免除致します。

B評価：今年5月末時点で取得総単位数の達成率が50%以上100%未満の方

→調整後の新期限日までに今後、実技2.5単位、理論2.5単位を取得してください。

C評価：今年5月末時点で取得総単位数の達成率が50%未満の方

→調整後の新期限日までに今後、実技5単位、理論5単位を取得してください。

調整後の新期限日までに取得必要な単位数

区分	実技単位	理論単位	備考
A評価：単位達成者	0単位	0単位	次期は実技・理論とも 各5単位免除
B評価：達成率50%以上	2.5単位	2.5単位	制度改定後の単位換算による

上			
C 評価: 達成率50%未満	5 単位	5 単位	制度改定後の単位換算による

③ 平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までに資格を取得した方

(新期限日：平成 27 年 6 月 1 日以降の更新日前日まで)

制度改定に基づく新期限日までに**実技 10 単位、理論 10 単位**を取得してください。

実技単位	理論単位	合計
10 単位	10 単位	20 単位

④ 平成 24 年 6 月 1 日以降に資格を取得した方

新制度に基づき、**資格認定日から 3 年間の間に、実技 10 単位、理論 10 単位**を取得してください。

(例：資格認定日が平成 24 年 6 月 15 日の場合、3 年間の単位取得期限日は平成 27 年 6 月 14 日まで)

実技単位	理論単位	合計
10 単位	10 単位	20 単位

更新単位制度の目的は、各資格者の皆様の加圧トレーニングに関する専門知識やスキルの向上のための啓蒙活動の一環であり、学会主催の勉強会も今後さらに各地で積極的かつ頻繁に開催されるように働きかけてまいりますので、是非皆様方ご自身のスキルアップのため、是非積極的にご参加頂けますようお願い申し上げます。